

第9部 特殊な意匠登録出願

第1章 意匠登録出願の分割

91 関連条文

意匠法

第十条の二 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

91.1 意匠法第10条の2の規定

意匠登録出願の分割とは、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることをいう。

意匠登録出願の分割は、誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合に、適法な手続をしたときに限り、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされる。

91.1.1 意匠登録出願の分割の要件

分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（1）意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属していること

分割の手続は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属中にしなければならない。すなわち、意匠登録出願の放棄、取下げ、却下又は査定若しくは審決の確定の後（再審に係属している場合を除く。）は、意匠登録出願の分割をすることができない。

（2）意匠登録出願人が同一であること

分割による新たな意匠登録出願の出願人は、もとの意匠登録出願の出願人と同一でなければならない。ただし、もとの意匠登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は同一であると認める。

- (3) 二以上の意匠が包含されている意匠登録出願についての分割であること

意匠登録出願に二以上の意匠が包含されているとは、願書及び願書に添付した図面等に二以上の意匠が表されている場合をいう。例えば、願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品を並列して記載した場合、あるいは願書に添付した図面等に二以上の形態を表している場合など（第5部「一意匠一出願」51.1.2「意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例」参照）が該当する。

- (4) 分割による新たな意匠登録出願に係る意匠は、もとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のうちいずれかと同一の意匠であること

91.1.2 適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例

- (1) 意匠ごとに出願され、意匠法第7条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品を構成する部品ごとに分割した場合
- (2) 意匠法第8条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品ごとに分割した場合
- (3) 分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠の範囲外のものを要旨とするとき、つまり、新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合

91.1.3 分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとはみなさず、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

91.1.4 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

分割による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第4条第3項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続きに必要な書面（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項及び第2項、あるいは特許法第43条の2第3項の規定により提出しなければならない書面）は、意匠法第10条の2第3項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。